

MICE 海外先進事例視察研修における渡航費支援 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下、「OCVB」という。)が実施する MICE 海外先進事例視察研修において、参加する沖縄県内観光関連事業者へ助成金を交付する渡航費支援(以下、「当支援」という。)を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 当支援は、県内 MICE の誘致推進、受入体制強化に向けて、MICE 振興について戦略的に取り組んでいる海外の先進事例に学ぶ研修を実施し、県内観光関連事業者の参加を支援することで、参加者の MICE に関する知識やスキル、ノウハウの強化を図り、MICE に商機を生み出せる人材を増やすことを目的とする。

(事務取扱者)

第3条 当支援は、沖縄県と OCVB 受入事業部 MICE 推進課を所管とし、OCVB が事務の取り扱いを行う。

2 当支援を実施するにあたり生じた問題については、日本国で定める法律を適用する。

(助成対象期間及び人数)

第4条 当支援の助成対象期間は、平成 31 年 1 月 15 日(沖縄出発日)から平成 31 年 1 月 18 日(沖縄帰着日)までとする。

2 助成対象人数の上限を 20 名とし、超過する場合には、助成対象期間内であっても受付を終了とする。

(助成対象事業者)

第5条 当支援の助成対象となる事業者(以下、「助成対象事業者」という。)は、沖縄県と OCVB が目指す「世界水準の観光リゾート地形成」に向けて、MICE 受入体制の整備及び MICE 誘客活動を積極的に行っている事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、申請時において、国・県又は市町村から当事業と同様の助成金を受給し、研修に参加する場合は助成対象外とする。

(助成対象条件)

第6条 当支援においては、次に示す全てに該当する場合に限り、助成の対象とする。

- (1) 沖縄県又は OCVB が募集する MICE 海外先進事例視察研修に参加すること。
- (2) 沖縄県内を発着地とするものであること。
- (3) 第7条で定める航空運賃、宿泊費の価格が、市場の適正価格であること。

(助成対象経費)

第7条 助成対象となる経費は、研修に参加した事業者が要した費用のうち、次に示すものとする。

(1) 航空運賃

ア 航空運賃とは、エコノミークラス利用料金、燃油特別付加運賃(燃油サーチャージ)、航空保険特別料金、空港税等を示す。

イ 原則として、エコノミークラスの利用とし、それ以外のクラス利用時は理由の説明を求める。また、やむを得ずエコノミークラス以外を利用した場合でも、助成対象経費となる航空運賃はエコノミークラスの料金とする。

(2) 宿泊費

ア 宿泊費については、一泊 12,900 円を上限とした宿泊施設利用料金とする。(上限額については、沖縄県職員の旅費に関する条例に基づく。)

(助成額の上限及び交付回数)

第8条 当支援の助成額は、第7条で定める助成対象経費の 1/2 又は上限額 3 万円(一人当たり)のいずれか低い方とする。なお、1 事業者につき 2 名までを助成の対象とする。

2 交付に基づく為替基準は、日本銀行「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」を採用し、交付額は、航空運賃及び宿泊費の支払い月を「適用月」に充てて算出する。なお、確定金額に1円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

(実施報告書の提出)

第9条 助成を希望する事業者は、研修実施終了日から起算して 20 日以内に、次に示す書類を提出すること。

- (1) 実施報告書(様式第1号)
- (2) 航空券半券の原本又は航空会社発行の搭乗証明書
- (3) 航空運賃、宿泊費の支払いが確認できる書類の写し(A4判・縦)
- (4) 助成対象者が研修に参加している写真(A4判・縦。複数枚貼付。)

(交付の決定)

- 第 10 条 OCVB は、第9条により提出された実施報告書類が第6条の条件を満たしているか審査し、助成交付金額を決定するものとする。
- 2 OCVB は助成が適切であると判断したものについて、交付決定通知書(様式第2号)をもって助成対象事業者に通知するものとする。
- 3 OCVB は、助成が適切でないとは判断したものについては、助成金の一部又は全部を交付しないことができる。

(助成金の請求及び支払い)

- 第 11 条 助成対象事業者は、交付決定通知書に記載された提出期限日までに、請求書(様式第3号)に交付決定金額を記入し、提出しなければならない。
- 2 OCVB は、助成対象事業者が指定した金融機関口座へ助成金を振り込むものとする。

(書類の管理)

- 第 12 条 助成金の交付を受けた事業者は、助成金にかかる経理を明確にするとともに、関係書類を善良な管理の下に5年間保存しなければならない。

(交付の取消し及び返還)

- 第 13 条 OCVB は、助成対象事業者がこの要綱の規定に違反したとき、又は助成金申請書等の提出書類に虚偽の記載をしたときは、助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(免責事項)

- 第 14 条 当支援の履行において、事業者間で発生した問題に対し、OCVB は一切関与しない。

(その他)

- 第 15 条 この要綱に定めのない事項については、沖縄県と OCVB が協議して決定する。

附則

- この要綱は、平成 30 年 10 月 29 日から適用する。